

京都精華大学内部質保証規程

2024年3月18日 制定

(目的)

第1条 京都精華大学は、本学の理念・目的、教育目標および各種方針の実現に向けて、以下の通り規程を定め、内部質保証を推進する。

(定義)

第2条 教育・研究、組織・運営、施設・設備ならびに社会貢献等(以下「教育研究等」という。)の活動状態について、本学自らの責任において点検・把握し適切に評価を行い(以下「自己点検・評価」という。)、その結果をもとに恒常的・継続的に改善・向上を行うことで教育研究等の質と学生の学習成果の水準等を保証する一連の取組のことを、「内部質保証」と定義する。

2 内部質保証の一環として、自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するために本学が自主的に実施する外部有識者による評価を、「外部評価」と定義し、学校教育法に定められた学外の認証評価機関による第三者評価を「認証評価」と定義する。

(基本方針)

第3条 本学の内部質保証は、以下の各号の基本方針に沿って実行されるものとする。

- (1) 学長のリーダーシップのもとに内部質保証のための組織を整備し、全学的な観点から教育研究等に関する改革・改善を推進する。学長は、必要に応じて常務理事会および理事会と連携する。
- (2) 自己点検・評価は、学外の認証評価機関が定める大学評価基準に準拠し、全学、各学部・研究科等部局、授業科目の3つのレベルにおいて実施する。
- (3) 自己点検・評価においては、アセスメントプランに則り、教育活動、教育効果、学生の学習成果について恒常的に測定・評価を行う。
- (4) 自己点検・評価においては、IR 担当部門から提供される各種客観的データ等をもとに現状を把握し、長所の把握および改善点の検証に活用する。
- (5) 自己点検・評価においては、学外有識者、学生、卒業生、地域社会、産業界等から意見を得ることで、自己点検・評価活動に対する客観性・公平性を担保する。
- (6) 自己点検・評価、外部評価、認証評価、ならびに教育研究活動、学習成果、教育成果を公表し、社会に対する説明責任を果たす。
- (7) 本学の内部質保証の体制および役割、結果、方向性等について、全ての教職員の理解と共有を促し、組織文化として定着をはかる。

(組織および役割)

第4条 前条に定める基本方針のもとに、以下の各号により各組織の内部質保証上の関連性および役割を定める。

(1) 大学運営会議

学長を議長とし、全学的な教学マネジメント体制のもとに全学レベルの内部質保証を推進する責任を負い、自己点検・評価報告、外部評価委員会による外部評価報告、認証評価結果を基に本学の教育研究等における全学的な特色を把握し、改善を要する事項について協議し各部局に対して改善指示を行う。大学運営会議の運営に関する事項は、別に定める「京都精華大学大学運営会議規程」による。

(2) 学長室グループ

全学の自己点検・評価、外部評価委員会および認証評価を所管し、主に全学レベル、各学部・研究科等部局レベルにおける点検において、アセスメントプランに基づくIR データを提供することで教育研究等の点検支援を行い、部局別自己点検・評価報告をとりまとめ、全学の自己点検・評価報告書を作成し公表す

る。また、IR担当教職員の年1回以上の定期的な研修の受講等によりIR機能の強化をはかり、学内においても全学レベルで必要となる研修の企画運営を行う。

(3) 各部局

各学部、研究科、機構、事務局グループ等（以下、「各部局」という。）は、各部局において主体的に設定した方針や事業計画等をもとに部局別自己点検・評価を実施し、各部局レベルにおける内部質保証を推進する責任を負う。また、各部局に属する部門、学科、コース、チーム等で実行される各業務において自主的な改善・改革が恒常的に行われるようマネジメントし、教育・研究等の水準の確保と向上をはかる。学長からの改善指示を受けた場合は、これを着実に実行する。

(4) FD 委員会

主に授業レベルにおける点検において、アセスメントプランに基づく検証の指標をチェックし、授業や学生支援等の質向上に向けて改善が必要となる事項に関するFD研修の企画運営を行う。FD委員会の運営に関する事項は、別に定める「京都精華大学FD委員会規程」による。

(5) 外部評価委員会

学外の有識者で構成される学長の諮問機関として、自己点検・評価報告書等を基に本学の教育研究等について客観的な評価を行い、外部評価報告書を学長に報告する。外部評価委員会の運営に関する事項は、別に定める「京都精華大学外部評価委員会規程」による。

（手続）

第5条 学長を議長とする大学運営会議を中心として、以下の各号に示す手続によりPDCAサイクルを適切に機能させることにより、内部質保証の実現と推進をはかる。

- (1) 各部局において主体的に目標や各種方針、事業計画等を設定し、自主的な改善・改革を恒常的に行い、教育・研究等の水準の確保と向上をはかる。
- (2) 学長室グループは、前年度までのアンケート結果、アセスメント結果等各種教学データを基に分析結果を可視化し、大学運営会議等を通じて各部局に提供する。
- (3) 各部局は、大学運営会議で策定された自己点検・報告の方針、体制等とIR提供データにもとづき、部局内における各種会議体において部局別自己点検・評価を行い、部局別自己点検・評価報告書を学長に提出する。
- (4) 大学運営会議において、部局別自己点検・評価報告書を全学的な観点から点検し、本学の特徴や課題を確認し、全学版の自己点検・評価報告書に集約する。
- (5) 学長は、全学版の自己点検・評価報告書をもとに、本学の自己点検・評価活動全体の客観性・妥当性について、外部評価委員会に諮問し、外部評価委員会は外部評価報告書を学長に提出する。
- (6) 学長は、全学版の自己点検・評価報告書、外部評価報告書、および認証評価における各種指摘事項等をふまえ、短期的、中長期的に必要な改善内容を確認し、大学運営会議において各部局に対し改善指示を行う。
- (7) 各部局は、改善指示にもとづき、事業計画への反映など確実な実行を行う。
- (8) 大学運営会議において、学長指示に対する実行状況を議事録等の根拠資料にもとづき確認し、PDCAサイクルを適切に機能させる。

（所轄部署）

第6条 内部質保証に関する自己点検・評価、外部評価委員会および認証評価への対応および評価結果に関する事務は、学長室グループが担当する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、常務理事会が行う。

附 則

1 この規程は、「内部質保証に関する方針」および「学校法人京都精華大学自己点検・自己評価規程」を廃止し、2024年3月18日に制定し、2024年4月1日から施行する。

2 2025年2月10日改定・施行

京都精華大学 教育を中心とした質保証体系図

